最低工賃の改正決定に関する公示

青森労働局最低工賃公示第1号

家内労働法(昭和45年法律第60号)第10条の規定に基づき、青森県電気機械器具製造業最低工賃(令和3年青森労働局最低工賃公示第1号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和5年3月1日

青森労働局長 高橋 洋

青森県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 青森県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規	格	金額
シールド線	端末加工 (シールド線をよじり、 かつ、芯線をむき出し、			100 本につき 518 円 91 銭
コネクター	よじり、ハンダ付けを行 うことをいう) 差し	1架ファレルギ	++ 0	100 世ファヘキ
コイクター	だし (コンタクトをインシュ レータに差し込むことを	1端子ごとに差		100 端子につき 28 円 45 銭
	いう)	連続端子となっているもの		100回につき 61円14銭
アルミ電解: ンデンサー	1 目視による完成品外観検査	テーピング状 で行うもの	自動検査済みのもの	100 個につき 11 円 39 銭
		バラ状で行うもの		100 個につき 20 円 24 銭

4 効力発生の日 令和5年5月1日